

第 28 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年10月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成 一
17 番 皆 川 晃	21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄
23 番 小 島 雄 一		

欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿	

事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	関 拓 也	農 地 係	塚 田 一 平

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第7号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

それでは、渡邊会長代理、開会をお願いいたします。

会長代理 おはようございます。

何かとお忙しい中、第28回水戸市農業委員会総会にご出席をいただきましてご苦労さまでございます。本日の案件としては、86件あるようでございますけれども、どうかひとつ円滑な議事進行ができますようよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第28回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名でございます。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 それでは、議長一任と声がございましたので、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 では、指名させていただきます。

6番、深谷泉委員、10番、安藏久男委員、よろしくをお願いいたします。

最初に、議案の訂正がございますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第28回総会訂正表と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は2件あります。議案書の2ページになります。

議案第3号 農地法第3条の第5項及び第6項で、表の一番上と2段目になります。

訂正内容は、契約内容の金額です。訂正後の欄にある記載の内容のとおりです。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第28回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が12件，農地法第4条の審議案件が4件，農地法第5条の審議案件が23件，公売参加に係る適格証明願が1件，土地現況証明が3件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が13件，農地法第4条の届出が6件，農地法第5条の届出が14件，制限除外の農地の移動届出が4件，農地改良協議が1件，登記官等からの地目確認照会が5件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして86件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 それではまず，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。この案件は19番，軍地委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と聞いておりますので，ご審議よろしくお願いたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第16項は関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 第2項及び議案書の9ページ，議案第3号 農地法第5条の規定による許可に

ついでに第16項でございますが、関連がございますので併せてご説明いたします。

契約内容は、畑と畑の交換になります。一方が農地転用を伴うため、第3条と第5条をまとめて審議するものです。

議案第1号第2項は、申請人は自作地に隣接し耕作に便利のため交換し耕作したい旨の申請でございます。農地法第3条に關しまして、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議案第3号第16項は、建設業の会社を經營しておりますが、事業拡大により現在の資材置場が狹隘で不便なため資材置場を拡張し会社へ貸し付けたい旨の申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と見做されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

一木委員 8番、一木です。この案件は20番、高安委員の代理発言となります。

高安委員からは調査検討の結果、法令に照らし許可相当であるとの返事をいただいております。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまゝ。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項、第6項は関連がありますので併せて上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので併せてご説明いたします。

第5項、第6項ともに契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第7項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第8項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。本件は14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当であるとの連絡を受けておりますので, ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番, 江橋です。2番, 高橋委員の代理発言です。

第9項について調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第10項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員からのご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番, 江橋です。2番, 高橋委員の代理発言です。

本件について調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。この案件につきましては13番, 市村委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるとのことですので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を事務局で説明願います。

事務局 第12項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は再度就農するため申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて
の申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番, 皆川です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいた
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第2項でございますけれども, 第2項及び議案第3号 農地法第5条の規定
による許可についての第14項及び第15項は関連がございますので, 併せて上程をいた
します。
事務局からまとめて説明を願います。

事務局 第2項及び議案書の9ページ、議案第3号の農地法第5条の規定による許可についての第14項及び第15項は、関連がございますので併せてご説明いたします。

第2項でございますが、申請人は造園会社の役員であり、現在の事務所が老朽化したため事務所併用住宅を申請人自身の土地へ建築したい旨の内容でございます。

議案第3号第14項及び第15項でございますが、契約内容は両案件とも使用貸借でございます。第14項は、造園会社を営んでおりますが、建設予定の事務所併用住宅の隣接地に車両等の盗難防止のため新たに作業所を建設したい旨の内容で、第15項は建設予定の作業所が完成するまでの期間、資材置場として一時利用したい旨の一時転用申請でございます。

申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第2項及び議案第3号第14項に関しまして、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

なお、議案第3号第15項の一時転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局より説明願ひます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 22番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は県庁を中心として住宅等が連坦して建ち並び, 県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は宅地の面積の割合が40%を超えるため, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、備考欄に地区計画予定地と記載がありますが、10月7日付で都市計画法における地区計画が都市計画決定されており、同日付で農振農用地からの除外もされております。

農地法の取扱いでございますが、転用目的が土地の造成、処分のみを目的とした転用は基本的にはできませんが、都市計画法の地区計画が設定された区域では宅地分譲での許可ができると、農地法施行規則第57条第1項第5号のただし書きに例外規定が定められております。

また、議案発送時には開発許可の申請はありませんでしたが、その後建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関係委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのこと。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上ですので、県農業会議へ諮問をいたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局で説明をお願いします。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

備考欄に農用地除外見込みありとの記載がありますが、10月7日に除外されております。申請地は県庁を中心として住宅等が建ち並び、県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は宅地の面積の割合が40%を超えるため、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのこと。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, 3,000平方メートル以上ですので, 県農業会議へ諮問をいたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 市街化区域に近接した小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番, 皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われまので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局で説明させます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討いたしまして、法令に照らし、汚水、洗浄水等が周囲の敷地外へ飛散しないよう防水シート等で囲うことを条件に許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、皆川晃委員から条件を付して許可相当との意見がありましたけれども、それらも鑑みながら判断したいと思います。

条件を付して許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、条件を付け加えた上

で許可と決定いたします。

次に、第6項及び第7項は関連がございますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第6項及び第7項は関連がございますので併せてご説明いたします。

契約内容は両案件とも売買でございます。受人は現在借家に住んでおりますが、同居するため住家を新築し、併せてごみ置場がないためごみ置場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第6項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

第6項、第7項とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。備考欄に農用地除外見込みありと記載がありますが, 10月7日に除外されております。申請地は, 県庁を中心として住宅等が連坦して建ち並び, 県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は宅地の面積の割合が40%を超えるため, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第10項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。備考欄に農用地除外見込みありとの記載がありますが, 10月7日に除外されております。申請地は,

県庁を中心として住宅等が連坦して建ち並び、県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は宅地の面積の割合が40%を超えるため、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。
事務局で説明願います。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。
事務局で説明願います。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項から16項までは既に審議済みでございますので、第17項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用したい旨の申請でございます。申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。備考欄に農用地除外見込みありと記載ありますが，10月7日に除外されております。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と史料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。3番, 渡邊委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第21項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第21項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と史料されますが, 農地法施行

規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可と思われま

す。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可と思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、願出人には、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

入札期間は令和4年11月1日で、開札期日は令和4年11月22日でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし適格者だと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 それでは、皆様のお手元でございます資料別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございますが、第1項につきまして、下野町の畑、面積360平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認しましたので、証明を可とするものでございます。

第2項及び第3項につきましても同じく転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課、伊澤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表について、内容を申し上げます。表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が3,913平方メートル、うち再設定が2,072平方メートル、畑が1万4,015平方メートル、うち再設定が6,043平方メートル、設定者6名、取得者6名、うち再設定の設定者3名、取得者3名でございます。

利用権設定日は、令和4年10月20日を予定しております。

なお、以上につきましては農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

また、中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては、最終ページに記載させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

議案第6号につきまして説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書（案）の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、畑が再設定のみで1万2,644平方メートル、設定者1名、取得者2名、うち再設定の設定者1名、取得者2名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和5年1月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画の一覧につきましては、次のページから記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきまして説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしとの回答をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の

届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 ただいまの報告事項について何かご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、以上をもちまして、第28回総会を閉会といたします。

ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時15分